

インド商標法について

2015年 9月17日作成

2017年 4月 5日改訂

2018年 2月 2日改訂

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに

BRICS (Brazil, Russia, India, China, South Africa) の一つとしてインドへの企業進出が期待されている。2014年度の段階でインドに進出した日系企業数は1000社を超え(2014年10月時点で1,209社)、支店などを含む拠点数も2500を上回るなど、インドの対日貿易は拡大している。

インドは二国間もしくは多国間の枠組みで各国との自由貿易協定・経済連携協定の締結を加速させており、日本との間でも日本インド包括的経済連携協定(日インドCEPA)を2011年8月1日に発効させている。これは、貿易及び投資の自由化・円滑化、知的財産の保護、競争政策の調和、ビジネス環境整備、各分野での協力など、両国の経済関係の一層の強化をはかるものであり、さらなるビジネスチャンスの拡大が期待される。この協定に関する協議では、日本側は自動車部品の関税引き下げ、インド側は後発医薬品認可手続の簡素化や、インド人の日本での就労機会の拡大を求めている。そして、協定発行から10年間で、日本への輸入品については97%、インドへの輸出品については90%の関税をそれぞれ撤廃する予定である。

このように海外進出が期待されるインドではあるが、海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要である。とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。また、インドの知的財産制度は、知的財産訴訟判決の積み重ねにより大きく変化しつつある。そのような点も踏まえ、法制度及び重要な判決例についても説明を加えていく。

1. 登録できる商標について

(1) 標章及び商標の定義

- ・「標章」：図形、ブランド、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、またはそれらの組合せを含む（法2条(1)(m)）。
- ・「商標」：視覚的に表現でき、かつ、ある者の商品又はサービスを他人の商標又はサービスから識別できる標章をいい、商品又はサービスについて使用するもの（法2条(1)(zb)参照）。

.....

..... (全 11 ページ)

以上

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長：八谷 晃典（大阪本部在籍）

東京法務部長：石黒 智晴（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト>: <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。